

2022年（第3回）POCT測定認定士資格認定試験
受験予定のみなさんに

公益社団法人日本臨床検査同学院
理事長 宮地 勇人

POCTとは、迅速診断キットや小型分析器を用いて患者や被検者の傍らで即時に行う検査です。検査室以外の医療現場（病棟、手術室、救急外来、在宅等）で広く実施され、得られた検査結果を診断や治療に即時に反映することができます。POCTは「簡便」な検査とされていますが、一連の工程では、他の臨床検査と同様に、正しい知識、適切な手技、機器管理、精度管理等が要求されます。また、血液や尿等の感染性のある臨床検体を用いるため、測定者には被検者と測定者の感染予防や周囲への汚染回避が求められます。一方、POCTの測定者は多職種に及び、検査の専従者でない場合も多く、検査に関する適切な知識と技術が十分に確保されているとは限らない状況にあります。

検体検査の品質・精度の確保に係る医療法等の改正（改正法）とともに、具体的な基準について厚生労働省令改正による施行規則が、2018年12月1日に施行されました。改正法では、POCT測定においても法的な基準の遵守が求められるようになっていきます。これら状況を背景として、日本臨床検査同学院では、改正法の公布・施行を契機として、POCT測定認定士の資格認定試験について、規程、カリキュラム、試験出題基準や受験申請の手引きの整備、関連会議体の設置など準備作業を進め、2019年、公益事業の追加認定を内閣府に申請し、内閣府公益認定等委員会での厳正な審査のもと、本資格認定試験は2020年2月17日に公益事業として追加認定されました。これにともない、第1回の資格認定試験が2020年11月8日に実施されました。その結果、受験者97名の内、85名が見事に合格し（合格率87.6%）、初のPOCT測定認定士として認定されました。第2回の資格認定試験は 受験者97名の内、合格者86名（合格率88.7%）でPOCT資格者は合計171名（合格率88.1%）となっています。

本資格認定試験は、臨床検査技師のみならず、検査実施する他の医療職種も受験資格対象としています。これは、検査実施の現状を反映し、社会の要請に基づく発展的な事業の展開です。特定の職種に限定せず、検査実施する全ての職種を対象とすることで、公平な試験受験の機会を提供する点、また検査実施者の職種を問わず、良質な検査サービスに基づく医療を享受する国民の健康に貢献する点で、試験事業の公益性はより高まったと考えられます。POCT測定において責任者または測定者として既に従事している、またはこれから従事する予定の方々には、本試験の設置の趣旨をご理解いただき、本資格認定試験の受験に臨んでください。

試験の案内はホームページで公表されています。出題基準や試験場所、期日を確認、十分に準備して受験してください。みなさんのご健闘を心よりお祈りいたします。